

行政財産使用許可書

申請者

令和 年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、沖縄県病院事業局固定資産管理規程第 28 条第 2 項の規定により、下記の条件を付し許可します。

令和 年 月 日

沖縄県立宮古病院長 本永 英治

1 使用許可財産の種類、所在、地目及び数量

所 在 地	沖縄県宮古島市平良字下里 4 2 7 番地の 1		
種 類		名 称	沖縄県立宮古病院
数 量	㎡		

2 使用許可内容

使用目的及び用途	
使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
使 用 料	<p>【算定方法 1】 沖縄県病院事業局固定資産管理規程に基づき、月の売り上げの %</p> <p>【算定方法 2】 沖縄県病院事業局固定資産管理規程第 23 条第 1 項にて算定した額の 1 月分相当額</p> <p>上記 2 つの算定方法により算出した額のうち、上回ったものを毎月の使用料とする。</p>
納付方法・期限	
設 置 許 可 物 件	

3 使用許可条件

- (1) 行政財産の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、善良な管理者の注意を持って許可を受けた行政財産の管理の任に当たること。
- (2) 使用者は、許可した行政財産の維持及び保存の費用を負担すること。
- (3) 使用者以外の者が使用しないこと。
- (4) 許可した使用目的以外には使用しないこと。
- (5) 規程第 31 条に規定する承認を受けた場合を除き、許可した行政財産の原状を変更しないこと。
- (6) 許可を受けた行政財産を故意若しくは過失により荒廃させ、若しくは損傷し、又はその許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は県に生じた損害を賠償すること。
- (7) 所属長が必要と認めるときは、使用者に対しその業務等について質問し、帳簿類を調査し、又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めることができること。この場合において、使用者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は資料等の提出を怠ってはならないこと。
- (8) 規程第 31 条に規定する承認を受けた場合その他行政財産の維持及び保存に必要な場合において、使用者が支出した有益費、必要経費その他の費用があるときは、これを請求しないこと。
- (9) 使用期間中に公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消すことがあること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、県に対して補償を求めないこと。
- (10) 使用者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、所属長が指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。